

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○身体障害者福祉法による指定医師の従業場所の変更の届出.....(障害者保健福祉課)	25
○生活保護法による介護機関の指定.....(保護課)	25
○生活保護法による指定介護機関の変更(廃止、辞退)の届出.....(保護課)	25
○土地改良法による道営換地計画の決定.....(農地調整課)	26
○土地改良区の定款の変更の認可.....(土地改良指導課)	26
○道営土地改良事業変更計画の決定.....(土地改良指導課)	26
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(水産林務部所管分 その5).....(水産林務部総務課)	26
○知事権限に係る保安林の指定の予定(2件).....(治山課)	27
○知事権限に係る保安林の指定(2件).....(治山課)	27
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....(治山課)	28
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....(治山課)	28
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....(治山課)	28
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....(治山課)	29
○公共測量の実施の通知.....(建設部総務課)	30
○公共測量の終了の通知.....(建設部総務課)	30
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了.....(都市環境課)	30
○都市計画事業の認可.....(都市環境課)	30

支庁告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	30
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(2件).....	31

札幌医科大学告示

○一般競争入札の実施.....	32
-----------------	----

道選挙管理委員会告示

○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正.....	32
---------------------------------	----

道監査委員公表

○監査公表第13号.....	33
----------------	----

告 示

北海道告示第1939号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師から、次のとおり従業場所の変更の届出があった。

「次のとおり」は、省略し、その氏名、診療科目、従業場所及び変更年月日は、保健福祉部障害者保健福祉課及び各支庁総務部社会福祉課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年11月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1940号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

なお、そのサービスの種類、住所及び指定年月日は、北海道保健福祉部保護課に備え置いて縦覧に供する。

平成15年11月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

アイリスケアセンター小樽(小樽市)	アイリスケアセンター室蘭ふなみ(室蘭市)
訪問介護事業所タンボポ(滝川市)	有限会社五光介護サービス(岩見沢市)
株式会社コムスン北広島ケアセンター(北広島市)	指定訪問介護事業所花てまり(砂原町)
指定居宅介護支援事業所花てまり(砂原町)	J A当麻ほほえみ訪問介護事業所(当麻町)
道東勤医協ヘルパーステーションすこやか(釧路市)	道東勤医協訪問看護ステーションすこやか(釧路市)
道東勤医協デイサービスセンターすこやか(釧路市)	株式会社コムスンのぼりべつケアセンター(登別市)
北海道たすけあいワーカーズ・どんぐり(北広島市)	雄武町社協ホームヘルプサービスセンター(雄武町)
医療法人英生会野幌病院(江別市)	医療法人社団市村歯科クリニック(小樽市)
富本歯科クリニック(釧路市)	デイサービス秋桜(函館市)
勤医協小樽デイサービス(小樽市)	デイサービスセンターバーネ函館(函館市)
グループホームふれあい稲田1(帯広市)	グループホーム第2やわらぎ(上磯町)
グループホーム土幌ひまわり館(土幌町)	NPO法人グループホーム生きがい(小樽市)
グループホームはるとり(釧路市)	介護ショップワタナベ福祉用具貸与事務所(根室市)
神部相談センター(滝川市)	北央薬品福祉介護工房かわせみ(恵庭市)
ファミリーサポーターさわやか指定訪問介護事業所(函館市)	
株式会社コムスン函館美原ケアセンター居宅介護支援事業所(函館市)	
道東勤医協在宅介護支援センターすこやか居宅介護支援事業部(釧路市)	

北海道告示第1941号

試されるあなたの運転の大地へストップ・ザ・交通事故死

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。

なお、そのサービスの種類、住所及び届出年月日は、北海道保健福祉部保護課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年11月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 廃止の届出

指定居宅介護支援事業所亀田北病院（函館市） 入浴サービスセンターももハウス（函館市）
アイリスケアセンター小樽（小樽市） 勤医協小樽診療所（小樽市）
医療法人社団野幌病院（江別市） 有限会社五光介護サービス（岩見沢市）
ライク調剤薬局石狩店（石狩市）
ファミリーサポーターさわやか指定訪問介護事業所（函館市）

医療法人社団徳友会市村歯科クリニック（小樽市）
北海道たすけあいワーカーズ・どんぐり（北広島市）
医療法人財団光惺会石狩花川脳神経外科病院（石狩市）

2 辞退の届出

医療法人社団司会共和ファミリー歯科クリニック（共和町）

北海道告示第1942号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定によりニセコ町福井地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道後志支庁に備え置いて、平成15年11月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年11月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1943号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成15年10月16日、穂別町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年11月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1944号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成15年11月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年11月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
渡 島 西 南	中山間地域総合整備（農業用排水、農道）	北海道渡島支庁
厚 沢 部	同（農業用排水、農道、ほ場整備、農地防災、客土、暗きよ、農用地改良保全）	北海道檜山支庁
比 布 北	経営体育成基盤整備（区画整理、暗きよ）	北海道上川支庁
瓜 幕 中 央	畑地帯総合整備〔緊急整備型〕（農業用排水、暗きよ、土層改良、区画整理）	北海道十勝支庁

北海道告示第1945号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年11月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

（水産林務部所管分 その5）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
みどりの雇用創出支援事業 森林資源を活用した森林関連ビジネスの展開などにより、林業事業体等の経営の安定と地域における雇用の創出・定着を図るため、予算の範囲内	「みどりの雇用創出プログラム」の承認を受けた団体	「みどりの雇用創出プログラム」の承認を受けた団体が行う、森林関連ビジネス、多様な森林づくり及び地域資源の有効活用の取組に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 人材育成研修の実施	2分の1以内	共通第2号様式 共通第6号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式	共通第2号様式 共通第6号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 支庁	

で補助する。		(2) 機材の整備		別に指示する様式			
--------	--	-----------	--	----------	--	--	--

北海道告示第1946号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年11月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 登別市鉾山町7の1、8の1、8の17、8の18
- 2 指 定 の 目 的 水源のかん養
- 3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び登別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1947号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年11月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 浜益郡浜益村大字群別村1347の1（次の図に示す部分に限る。）、898の1、898の2、字下二股941の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 干害の防備
- 3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字群別村898の1・1347の1・字下二股941の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩支庁経済部林務課及び浜益村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1948号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年11月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 上磯郡上磯町字湯ノ沢147の1・147の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 水源のかん養
- 3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字湯ノ沢147の1・147の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び上磯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1949号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指

定する。

平成15年11月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 夕張郡由仁町川端1708、1710の1、1712

(2) 指 定 の 目 的 干害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

川端1708、1710の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知支庁経済部林務課及び由仁町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林の所在場所 広尾郡忠類村字明和445の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 干害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁経済部林務課及び忠類村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1950号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年11月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 空知郡南幌町1593の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解 除 の 理 由 土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知支庁経済部林務課及び南幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1951号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年11月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 旭川市西神楽三線三十四号1の735、1の737、1の738、1の740、二線三十四号1の827、三線三十三号1の763

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

2(1) 解除予定保安林の所在場所 亀田郡恵山町字女那川407の40・407の43（以上2筆国有林）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

3(1) 解除予定保安林の所在場所 野付郡別海町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1952号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成15年11月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 広尾郡大樹町字美成530・字生花986の1・988の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、986の2、988の2、403から405まで

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁経済部林務課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。) 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡豊頃町長節1087の3・湧洞1380の1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。) (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁経済部林務課及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。) 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 樺戸郡新十津川町字トップ1の3・1の4 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。) (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知	支庁経済部林務課及び新十津川町役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第1953号 森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成15年11月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 美唄市1849の1・1849の20・1849の23・1849の24 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。) (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知支庁経済部林務課及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。) 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 赤平市住吉町805の1 (次の図に示す部分に限る。) (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知支庁経済部林務課及び赤平市役所に備え置いて縦覧に供する。) 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 空知郡栗沢町万字西原町1・2・万字錦町1の1 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
---	---

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知支庁経済部林務課及び栗沢町役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第1954号 次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。 平成15年11月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 作業種類 公共測量（2・3級基準点測量） (2) 作業期間 平成15年10月30日から平成16年2月27日まで (3) 作業地域 新十津川町 (4) 実施者名 札幌開発建設部長 2(1) 作業種類 公共測量（1・3級基準点測量） (2) 作業期間 平成15年10月16日から平成16年1月23日まで (3) 作業地域 小樽市 (4) 実施者名 小樽開発建設部長 3(1) 作業種類 公共測量（3級基準点測量） (2) 作業期間 平成15年9月26日から平成16年2月2日まで (3) 作業地域 豊富町 (4) 実施者名 稚内開発建設部長 北海道告示第1955号 函館開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。 平成15年11月11日		北海道知事 高 橋 はるみ 1 作業種類 公共測量（2・3級基準点測量） 2 作業期間 平成15年7月20日から10月2日まで 3 作業地域 知内町 北海道告示第1956号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成15年11月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 恵庭市穂栄50番1のうち 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 札幌市中央区北4条西1丁目3番地 ホクレン農業協同組合連合会 代表理事長 矢野 征男 3 開発許可年月日及び番号 平成15年6月4日 都環第15-2号 北海道告示第1957号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 平成15年11月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 施行者の名称 富良野市 2 都市計画事業の種類及び名称 富良野都市計画道路事業（3・4・10号朝日通） 3 事業施行期間 平成15年11月11日から平成20年3月31日まで 4 事業地 (1) 収用の部分 富良野市朝日町及び日の出町地内 (2) 使用の部分 なし	
		支 庁 告 示	
		北海道後志支庁告示第16号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成15年11月11日 北海道後志支庁長 片 平 美智子	

1 落札に係る物品等の名称及び数量
別表のとおり

2 落札を決定した日

平成15年10月17日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社サンスイ興業

(2) 住 所 北見市小泉413番地10

4 落札金額

69,300,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成15年北海道後志支庁告示第12号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道後志支庁総務部会計課

(2) 所在地 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目

別表

名 称	数 量	名 称	数 量
リール式散水施設（自然圧送型）	3台	ホース用ポリ継手（PEメス+マチノメス）	225個
調整弁（圧力計付）	100個	同（PEオス+マチノオス）	182個
合成樹脂製耐圧ホース 3m	136本	ホース用90°エルボ	35個
同 5m	159本	2分岐バルブジョイント	29個
同 10m	30本	3分岐バルブジョイント	4個
同 15m	3本	マチノ継手 φ50（メス）×φ40（オス）	7個
同 20m	74本	同 φ40（メス）×φ50（オス）	6個
同 25m	61本	同 φ50（メス）×φ65（オス）	6個
同 φ65（メス）×φ50（オス）	6個	同 φ65（メス）×φ50（オス）	6個
調圧弁付フィルター	25基	かん水チューブ（多孔式）（散水型）	107組
定流量自動停止弁	25基	かん水チューブ用巻取芯（電動型）	162個
液肥混入機 φ40	12基	同（手動型）	29個
同 φ50	8基	かん水チューブ自動巻取機（散水型）	7台
地上配管分岐接続ホース（散水型）	862本	かん水チューブ巻取機（手動）（散水型）	7台
同（点滴型）	65本	かん水ホース 50m	8組
地上配管セット 2本立	135組	同 100m	12組
同 3本立	241組	かん水ホース巻取機（手動）	12台
ポリエンドブラグ	106個		

かん水チューブ（多孔式）（点滴型）	49巻	ポリ給水管 5m	33本
ドリップ用ストッパー	824個	同 4m	4本
モノレール式自動散水機（間口6.3m）	1基	同 3m	5本
同（間口7.2m）	1基	ポリ用チーズ	2個
給水安全弁	31基	ポリ用エルボ	2個
ワンタッチストッパー	844個	開栓器 L=1.6m	5個

北海道上川支庁告示第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年11月11日

北海道上川支庁長 青 木 次 郎

- 1(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 空知郡上富良野町大町5丁目942番5、942番9
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名 空知郡上富良野町栄町2丁目5番3号 株式会社佐川建設 代表取締役 佐川 泰正
- (3) 開発許可年月日及び番号 平成10年11月25日 上建指第10-20号

- 2(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 空知郡上富良野町1791番3 ほか3筆
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名 千葉県流山市江戸川台東3丁目256番地 株式会社後藤美術研究所 代表取締役 行定 俊文
- (3) 開発許可年月日及び番号 平成15年8月5日 上建指第15-3号

北海道胆振支庁告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年11月11日

北海道胆振支庁長 野 村 昌 信

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 勇払郡厚真町字豊川18-1、20のうち
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 勇払郡早来町字源武275番地 吉田 勝己
- 3 開発許可年月日及び番号 平成14年11月13日 胆建指第14-6号

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第77号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年11月11日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

自動高架式十字迷路システム 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限 平成16年1月23日（金）

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課入札室

(2) 入 札 日 時 平成15年11月26日（水）午前9時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成15年11月25日（月）

(2) 提 出 場 所 3に同じ。

11 そ の 他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目

電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2253

(4) この入札及び契約を中止することが有り得る。

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第178号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年11月11日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

「医療法人社団静和会
平和リハビリテーシ
ョン病院

同

平和306番地 1

平15. 2. 20

同 翰林会穂積
公園病院

札幌市手稲区前田 3 条 4 丁目 2
番 6 号

平 3. 3. 8

を

「医療法人社団静和会
平和リハビリテーシ
ョン病院

同

平和306番地 1

平15. 2. 20

」

同 賢仁会
今井外科内科病院

同

八軒 6 条西 8 丁目 2
番15号

平15.11. 3

に、

医療法人翰林会穂積
公園病院

札幌市手稲区前田 3 条 4 丁目 2
番 6 号

平 3. 3. 8

」

「医療法人相川病院

同

大町 2 条15丁目92番地16

同

」を

「医療法人社団志恩会
相川記念病院

同

大町 2 条15丁目92番地16

同

」に改める。

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第13号

地方自治法第199条第 5 項の規定により行った平成14年度に係る随時監査の結果を次のとおり公表する。

平成15年11月11日

北海道監査委員 石 井 孝 一

北海道監査委員 伊 藤 政 信

北海道監査委員 前 田 榮 一

北海道監査委員 徳 永 光 孝

第 1 監査の概要

1 監査の目的

平成14年度定期監査において書面監査等を実施した部局を対象に、より詳細な監査を目的として、財務に関する事務の執行について随時監査を実施した。

2 監査の実施部局及び実施時期

別表に掲げる27箇所の部局について実施した。

3 監査の実施方法

監査実施部局から提出された監査資料に基づき、監査対象事務事業を選定し、決定書、支出（支払）証拠書類、その他関係書類についてその内容を確認するとともに、関係職員から聞き取るなどの方法により実地に監査を実施した。

第 2 監査の結果

財務に関する事務の執行について監査を実施した結果、一部の部局においては是正又は改善を要する事項があった。

1 予算に係る事項

《指摘事項》

教職員公宅敷地の外灯新設工事において、工事請負費で執行すべきところを需用費で執行しているものが1件、441,000円あった。（苫小牧東高等学校）

《指導事項》

除雪費用の支出において、運転手付きのブルドーザーを借り上げた場合には、使用料及び賃借料で執行すべきであるが、役務費で執行しているものがあった。

2 収入に係る事項

《検討事項》

要保護児童福祉対策事業実施要綱では、野外宿泊指導事業に要する経費のうち飲食物費相当額について、保護者に実費負担を求めることとされているが、この取扱いが明確に示されていないため、当該事業における賄材料費の予算単価相当額の負担を求めているので、保護者負担額の明確な取扱いについて検討する必要がある。

3 支出に係る事項

《指導事項》

(1) 時間外勤務手当の支給において、正規の勤務時間である 8 時45分から 9 時までを誤って時間外勤務手当の支給対象としたため、過払いとなっているものがあった。

(2) 時間外勤務手当の支給において、時間外勤務時間数の整理を誤ったため、支給額が過少となっているものがあった。

《検討事項》

児童相談業務において、医学的診断やカウンセリング強化事業に従事する嘱託医の報酬月額は、月当たり 2 日又は 4 日の勤務を基準として設定されているが、この基準と異なった勤務実態となっているので、勤務の実績に応じた支給とするなど、報酬月額の基準について検討する必要がある。

4 契約に係る事項

《指導事項》

物品の賃貸借契約において、予定価格が100万円以上となっているが、予定価格調書を作成していないものがあった。

5 物品に係る事項

《指導事項》

郵便切手の翌年度への繰越数量については、物品購入等事務取扱要領で定められているが、計画的な購入を行わなかったことから、同要領で規定する数量を超えた繰越を行っているものがあった。

6 その他

《指摘事項》

公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用として、1件、2,615,575円の支出があった。
(釧路水産試験場)

別表

監査実施部局及び監査実施時期

監 査 実 施 部 局 名	監査実施年月日	監 査 実 施 部 局 名	監査実施年月日
旭 川 児 童 相 談 所	平成15年10月3日	室 蘭 栄 高 等 学 校	平成15年10月7日
北 見 児 童 相 談 所	平成15年10月1日	室 蘭 商 業 高 等 学 校	平成15年10月8日
旭 川 高 等 看 護 学 院	平成15年10月2日	苫 小 牧 東 高 等 学 校	平成15年10月2日
網 走 高 等 看 護 学 院	平成15年9月30日	白 老 東 高 等 学 校	平成15年10月3日
函 館 水 産 試 験 場	平成15年10月2日	中 標 津 高 等 学 校	平成15年10月2日
釧 路 水 産 試 験 場	平成15年10月3日	別 海 高 等 学 校	平成15年10月1日
渡島東部森づくりセンター	平成15年10月3日	函 館 盲 学 校	平成15年10月3日
釧路森づくりセンター	平成15年10月2日	中 央 警 察 署	平成15年10月2日
札幌国際情報高等学校	平成15年10月7日	江 別 警 察 署	平成15年10月3日
当 別 高 等 学 校	平成15年10月6日	余 市 警 察 署	平成15年10月2日
大 野 農 業 高 等 学 校	平成15年10月2日	伊 達 警 察 署	平成15年10月1日
戸 井 高 等 学 校	平成15年10月1日	松 前 警 察 署	平成15年10月2日
佐 呂 間 高 等 学 校	平成15年10月7日	寿 都 警 察 署	平成15年10月3日
遠 軽 高 等 学 校	平成15年10月8日		